

東京弁護士会法曹養成センター主催

第3回新司法試験に関する意見交換会

2008年7月23日(水)17時30分～

於・弁護士会館2階講堂クレオA

《進行次第》

- 1 開会あいさつ
- 2 進行次第説明
- 3 アンケート結果と分析の概要
- 4 公法系について
- 5 民事系について
- 6 刑事系について
- 7 選択科目について
- 8 その他の問題点
- 9 会長あいさつ
- 10 閉会あいさつ並びに総括

第3回新司法試験意見交換会(2008.7.23)

- (司会) お待たせいたしました。これから第3回の新司法試験に関する意見交換会を開催したいと思っております。私は、本日、司会を務めます、東京弁護士会法曹養成センターの、本年度、事務局長を務めております山崎雄一郎と申します。
- 初めに、担当副会長より開会のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

- (金子) 東京弁護士会法曹養成センターを担当しております、副会長の金子正志でございます。本日、第3回の新司法試験に関する意見交換会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらず、またお暑いにもかかわらず、各法科大学院の教員の先生方、また当会の法曹養成センターの委員はじめ関係者の方々に多数お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

法曹養成の問題は、法科大学院における教育、新司法試験、分野別修習を中心とした1年間の司法修習、それから新人の弁護士に対する弁護士会のオン・ザ・ジョブ・トレーニング、こういった一連の教育が有機的に連携しなければなりませんし、そのための情報の共有、また意見交換は必要不可欠でございます。

東京弁護士会法曹養成センターでは、新司法試験に関します調査、研究、提言を行っておりますが、2006年から実施しております新司法試験に関するアンケートは、法科大学院、各弁護士会はじめ関係機関にご協力いただきまして、毎回、300名以上の受験生から回答を得ております。そして、これらのアンケート集計結果を踏まえまして、受験生の声を公表するとともに、本日ご参加の皆様から自由闊達な意見を頂戴し、法科大学院教育、新司法試験の在り方の研究、提言に努めてまいりたいと思っております。

それでは、本日お集まりいただきました皆様の充実した意見交換を期待しまして、私のご挨拶とさせていただきたいと存じます。本日はどうぞよろしく願います。

○進行内容の説明

- (司会) それでは中身に入っていきます。進行の概要について、まず私からご説明させていただきます。

今日、皆様方に討論をしていただきながら、このアンケートの結果を分析していきたいと思っております。最初に自己紹介をしていただき、その後中身に入っていきます。

アンケートを採りました経過について、説明をいたします。あとは系統別に、最初は公法系から、短答式と論文式それぞれについて、こちらの委員で分析をした結果をご説明申し上げまして、その後、参加者の皆様による意見交換や討議して進めていきたいと思っております。民事系、刑事系と進めまして、その次に選択科目、そして最

後に包括的なその他の問題点について討議を進めていくという形にしたいと思います。

終了予定時刻を8時30分としております。本日も熱心にご討議いただければと思っております。では初めに、我々委員から自己紹介を簡単にさせていただきたいと思っております。

○自己紹介

- (寺島) 東京弁護士会の本年度法曹養成センター委員長代行を務めております、寺島秀昭でございます。よろしくお願いいたします。
- (江口) 法曹養成センターの副委員長を務めさせていただいております、江口衛と申します。よろしくお願いいたします。
- (司会) 改めまして、本年度事務局長を務めております、弁護士の山崎雄一郎と申しまして、法科大学院の教員としては、明治大学の法科大学院で特任教授という立場で、民事訴訟法のゼミナールと要件事実論の關係の講義を持っております。
- (大西) 法曹養成センターで今年から弁護士になりました、新60期の弁護士の大西と申します。ロースクールは慶應義塾に通っておりまして、この中ですと実際にロースクールで学生として学んでいた者は、たぶん私だと思っておりますので、何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- (十河) 同志社大学の法科大学院で刑法を担当しております、十河と申します。
- (高橋) 信州大学で民事系の実務科目を弁護士会から派遣で担当しています、高橋と申します。
- (皆川) 昨年まで駒澤大学で行政法を教えておりまして、昨年の4月から中京大学の行政法を教えております、皆川と申します。よろしくお願いいたします。
- (橋本) 現在、東洋大学の方で家族法を中心に教えております橋本です。弁護士会は二弁に属しております。
- (永島) 東京弁護士会49期の永島と申します。以前、東京大学の方で補助教員を3年ほど務めまして、現在は成蹊大学と筑波大学で模擬裁のお手伝いをさせていただいて、さらに今、倒産法のゼミナール等を受け持っております。
- (谷) 東京弁護士会法曹養成センターのメンバーであり、中央大学では法律文書の作成を担当しております谷と申します。よろしくお願いいたします。
- (山口) 日本大学の法科大学院で法曹倫理等を担当しております、山口迪彦と申します。
- (上田) 第二東京弁護士会の上田と申します。大宮法科大学院で、実務家教員ですが、刑事系科目と実務基礎科目を担当しております。
- (末道) 南山法科大学院で刑法を担当しております、末道と申します。
- (加藤) 法曹養成センターの委員をしております、弁護士の加藤でございます。弁護士登録以前は、専修大学の大学院で教えておりましたので、この新しい試験についてはよく存じませんが、一応いろいろなご意見を伺いたいと思ひまして参列させていた

だきました。

- (伊東) 東京弁護士会の伊東健次と申します。大東文化大学で行政訴訟法と地方自治法、それから行政訴訟法の実務をやっております。
 - (花本) 獨協大学法科大学院の花本と申します。専門は民法でございます。
 - (荒井) 東京弁護士会の法曹養成センター委員の荒井洋一でございます。
 - (稲村) 東京弁護士会の法曹養成センター、研修員の稲村と申します。私も新 60 期の弁護士ですので、どうぞよろしく願いいたします。
 - (河村) 関東学院大学で民事訴訟法と倒産法と民事法総合を担当しております、河村と申します。
 - (上野) 同じく関東学院大学の刑法を担当しております、上野と申します。
 - (齋藤) 東北学院大学の齋藤と申します。専攻は民事訴訟法を担当しております。
 - (大八木) 横浜弁護士会の大八木と申します。山梨学院で刑事訴訟法の総合等を担当しております。
 - (上原) 成蹊大学法科大学院で民法の財産法、民事法総合を担当しております、上原でございます。
 - (米澤) 大東文化大学法科大学院で刑事訴訟法と刑事模擬裁判と、法曹倫理を担当しております、米澤と申します。
 - (宮城) 沖縄弁護士会の宮城といいます。琉球大学の法科大学院で民事系の実務科目と民法演習を担当しています。
 - (榎本) 岡山弁護士会の榎本でございます。岡山大学の法科大学院で実務家専任教員として民事系の科目を教えております。
 - (安西) 九州大学の安西です。憲法を担当しています。
 - (徳岡) 関西学院大学の徳岡と申します。琉球大学の先生と九大の先生がいらっしまったので、私が一番遠くから来たのではないということが分かってがっかりしています。東京弁護士会を振り出しに弁護士をしたんですが、都落ちをいたしまして兵庫県に行きました。関西学院大学で、今、1年生、未修者に法学入門、2年生に民事ローリング、3年生に民事総合演習と少年法、現代人権論を教えております。
- 皆様と非常に変わっているところは、9年間、LEC 東京リーガルマインドと伊藤塾という予備校で教えていましたので、関学の非常に温かいキリスト教精神で入れていただいたという教授ですので、何か予備校に関してご質問があれば、いくらでも実態をお答えします。失礼します。
- (小林) 東京弁護士会の小林芳郎です。明治大学法科大学院で刑事訴訟法、刑事訴訟法演習ほか 1 科目を教えております特任教授です。
 - (嘉多山) 東京弁護士会の嘉多山と申します。創価大学の法科大学院で法情報調査、民事訴訟実務の基礎、民法、民事訴訟法の演習を担当させていただいております。
 - (司会) 後から来られた先生で自己紹介されていない方がいらっしまったら、お

願いできればと思いますが。来たばかりで恐縮ですが、よろしく。

(眞田) 千葉大学の眞田でございます。

○アンケート集計結果の報告—282 通の回収

(司会) ありがとうございます。まず、アンケートを採りました経過についてご報告をしたいと思います。お配りしました資料の6枚目「第3回新司法試験についてのアンケート集計(全体)」と書いてあるページをご覧くださいと思います。

例年、5月ごろにこのアンケート発送をいたしまして、6月の末、ないしは7月上旬までを締め切りとして、この3年間、アンケートを実施してまいりました。

昨年、一昨年は300名を超えるアンケートの回収ができたのですが、今年は集まりが悪くて、残念ながら300通まではいかなかったんですが、それに近い282通の回収をしております。

法科大学院別の集計結果が、その下に書いてございます。時間の少ない中で、限られた中で集計しましたので、誤字とか、若干あるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

1枚めくっていただきまして、今年、昨年と変えましたのは、前提となる受験生の属性について、未修者の中のいわゆる“隠れ既修者”という方々が、どれぐらいの割合でいるのかということも把握していこうかということで、既修と未修に分けた上で、さらにどの学士号を取っているかということ、それから、特に未修の方の場合に、入学前にどこで法律学を勉強してきたかということアンケート項目として取っていました。その結果がこのページと次のページ以下に掲げてございます。

それから、この後、中身の分析を順次していきますけれども、短答式については3系統の別に従って、昨年と同様のアンケートの取り方をしているのですが、論文につきましては、系統別だけではなくて、概ね、公法であれば憲法の問題、行政法の問題、それから民事系であれば民法、民事訴訟法、商法の問題、刑事系であれば、刑法、刑訴の問題というふうに、主たる論点が実際には科目別になっているということもございますので、そういう系統の中での法典別のアンケートを採ってございます。

それから、昨年、選択科目について、明示的に記述欄を設けていなかったんですが、それを科目を明示した上で、中身について回答していただくような形に改めました。

そのような形で今年のアンケート結果を集計してございます。全体的な枠組みは、この前回2回と同じような枠組みでやっておりまして、後ほどまた詳しくご説明することになると思いますが、中身としては非常に興味深い意見がたくさんございます。

○アンケート結果の配布先

このアンケートの結果は、比較的近い時期に司法試験委員会、それから最高裁、司法研修所などの関係機関にお送りする予定にしております。それから、今日の討論の中身もテープに録音させていただきまして、その結果も反訳した上で、いったんご発言いただいた先生方にご確認をいただいた上で、お名前を伏せた形で関係機関には送

付することを予定しております。

以上のような形でアンケートを採りまして、この成果について公表していくということを考えております。

それでは早速、系統別に問題文の分析をしながら討論に入っていきたいと思っております。まずは公法系について、短答式の分析をしていきたいと思っております。

○公法系—短答式、論文式の分析

(江口) 私の方から、公法系についての分析を説明させていただきます。短答式、論文式につきまして、引き続き説明させていただきます。

お手元の資料では見開きの10枚目以降のところの短答式についてのご意見、問題の量についてというところで、グラフで始まる資料になります。短答式につきましては、問題文としては40問ということで、あと、部分点の配点がある問題というのが、そのうち18問含まれております。

まず、問題量に関するアンケート結果ですが、約75%の方が問題量は適切であると感じているということで、多いと考えられた方は15%、少ないと感じられた方は10%という結果になっております。

続きまして難易度に関してですが、6割近い方が難し過ぎる、あるいはやや難しいと感じられていると。その一方で、問題文として難易度としては適当である、あるいは易しいと感じられた方は4割の方ということになっております。

続きまして、法科大学院の教育内容と合致しているかどうかということについてのアンケートですが、大幅に教育内容を超えている、あるいは少し超えているという形で、この集計結果は58.5%ということで、6割近い方が短答式に関しては法科大学院の教育内容を超えているのではないかと感じられていると。その一方で適合していると考えている方も、約4割弱ぐらいいます。

続きまして、出題意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係についてということで、短答式に関しては、やはり知識偏重であると感じられている方が5割を超えています。思考力、応用力を問う問題であると感じている方は、約10%程度にとどまっているという結果が出ております。もちろん、適切だと感じられている方も、全体の約37%ぐらいおります。

続きまして、法科大学院の教育を経た試験として適切かどうかということで、不適切だと感じている、これはやや不適切、大変不適切を含めての数字ですが43%。あと、大変適切、ほぼ適切を合計した数字が約57%ということで、一応、6割ぐらいの方は試験として適切ではないかと考えているという結果が出ております。

アンケートの中で特徴的な意見がいくつかありましたので、それをご紹介させていただきますが、①まず公法系で〇×の組み合わせ問題や正誤の組み合わせ問題に固執する意味が分からない。受験生の実力がストレートに反映される問題形式でなぜいけないのかというご意見。②あと、短答式試験は知識偏重の傾向が強く、法科大学院で

学んだことが直接役立たなかった。特に公法は、判例を暗記することを求めているような出題が多く、適切でないと感じたというようなご意見がありました。

この点につきましては、個人的には短答式という問題の性質上、ある程度、知識を問う問題になることもやむを得ないのではないかと考えております。

続きまして、論文式についてのアンケート結果を説明させていただきます。問題文の内容に関しましては、それぞれお手元の資料の方をご参照ください。問題はそれぞれ憲法1問、行政法1問で、憲法に関してはインターネットのフィルタリングソフトに関する問題、行政法に関しては介護保険法に基づく勧告処分に関する問題でした。

まず問題設定について。これは憲法、行政法、それぞれ分かれるのですが、まず憲法について複雑だと感じた方が約40%、行政法に関しては34%となっております。それぞれ問題設定については適当であると考えられた方は、憲法、行政法とも、だいたい6割ぐらいの方が適当と考えております。

続きまして問題の論点について。論点が多いか少ないかということですが、これに関しても論点が多いと感じられた方が憲法45%、行政法が36%。適当と感じられた方は、憲法51%、行政法61%で、半分を超える方が論点数としては適当ではないかと感じております。

続きまして、問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかどうかについては、憲法、行政法ともに適合していると考えられた方が6割を超えています。ただ、3割を超える方が法科大学院の教育内容を超えているのではないかと感じられたということです。

先ほどちょっと説明させていただいた短答式の方が、6割を超える方が教育内容を超えているのではないかと感じられたということです。論文式に関しては、この数字が3割、約半分ということです。論文式に関しては教育内容と合致していると感じられている方が非常に多かったことになるかと思えます。

続きまして、出題意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係について。これに関しても適切だと感じられている方が、憲法が67%、行政法が72%ということで、知識偏重であると考えられた方は、いずれも1けた台ということで少なく、思考力、応用力を問われているというふうに感じられた方が、憲法25%、行政法が約18%という結果となっております。

続きまして、法科大学院の教育を経た試験として適切かどうかについてということですが、これも憲法、行政法ともに適切であると。大変適切、ほぼ適切を含めて、適切だと感じられている方が7割を超えているという結果が出ております。

最後に出題形式が適切かどうかについてですが、こちらの方も憲法、行政法ともに適切と感じられている方が8割近い数字が出ております。

続きまして論文式に関する特徴的な意見ですが、まず憲法の問題が本当にひどかったと。昨年存在した受験生のリクエストがなくなり、かつての論点主義的な旧司法試

験を想起させた。これに対応するには、論点抽出の授業を要するというご意見。従来、公法系は誘導が多かったのに、今回の憲法はまったくなかったと。誘導をなくすならアナウンスが欲しかった。限られた時間で事実を分析、検討することを求められているのだから、その手掛かりがあった方が望ましいと考えるというご意見。

あと、憲法の出題に強い憤りと疑問を感じている。具体的事実の分析をさせたいのであれば、論点主義的な出題を避け、2007年の試験のように争点を問題文中に明示すべきであったと。これで不合格にされたのではたまらないというようなご意見もありました。

このように憲法については、問題文中の誘導や争点の示唆がなくなったことについての意見がいくつか見受けられました。

○公法系一質疑応答

(司会) それでは、まず公法系について、特に短答科目をお持ちの先生方からご意見を伺えればと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。先ほどおっしゃっていたのは、憲法を担当だと、●大学の●先生はいらっしゃいますか。何かコメントをしていただければと。それ以外の方でもご覧になってお気づきになった、あるいは感じたことを発表していただければと思うのですが、どんなことでも結構です。

(●) 短答の問題が若干気になったような感じが私はしました。というのは、ある程度、これは判例を知っているかどうかというところを、まさに聞いているような感じがしまして、もう少し論理で聞くような形があるのではないかという感じで見ていました。

これで、これからずっとされるということになると、学生の勉強も判例を覚えるという感じになり、それは法科大学院としてはあまり望ましくない、やはり短答式というのは、受からないと舞台に乗れないと学生たちは思っていますので、はっきりと出るわけですね。論文式は、まさにそれで書けばいいのですが。

これは、もう少し思考力を問うということが、今後やっていただけると、法科大学院としても、それから法曹育成としてもよろしいのではないかというような感じを強く持ちました。

(司会) ありがとうございます。行政法の先生からもご発言いただければと思うのですが、●大学の●先生、お願いします。

(●) 短答式につきましては、やはり行政法の総論と各論の判例条文を相当読み込まなくてはならないということで、やはり難しいという傾向が出たかと思います。

それから論文式の方は、どちらかというところと各論の国賠、あるいは行政訴訟、そちらの方がメインになっています。法科大学院教育の方では、私自身、どちらかというところと訴訟実務という観点から教えておりますので、論文式試験については、今まで通りの傾向に沿った問題だと思えます。

ただ、たぶん多くの法科大学院の行政法の先生方は、どちらかといいますと私と同

じように行政法の総論の方が専門で、各論の訴訟法ということについては、なかなか手が回らないと思っております。論文式試験の形式は、行政事件訴訟法のこういった訴訟を提起し、こういった違法性の主張をするかという、こういった傾向はたぶん固まってきたと思います。

ただ残念なのは、論文式試験の方で行政法の総論の知識が生かされていないように見受けられます。ですから、短答式は総論だけやっておけば構わない、論文式は各論だけやっしまえば構わないという、そういった二極化の傾向がやや現れているのではないかということがあります。

またですね、短答式の方では、行政法の各論が含まれていますけども、もう少し違法性の主張や裁量問題を入れる、そういった点も工夫していただければ、法科大学教育のより理想形になるのではないかと考えております。

- (司会) ありがとうございます。今固まりつつある傾向は、少し修正が必要なのではないかということでしょうか。
- (●) このままの傾向でいけば、法科大学院の教育はだいたい固まってくるのではないかと思います。論文式試験のためには各論の行政事件訴訟をたくさん勉強して、短答試験の方は総論と各論の最高裁判例だけを知っていれば、そういった条文さえ知っていればできるのではないかと。
- (司会) それがいいかどうかということに関して、先生のご意見はありますか。そういうふうになっていいのかどうか。
- (●) 弁護士さんは、クライアントが来たときに、いろいろな事実関係を聞いて分析して、どんな訴訟を起こすかということですから、そういう意味では行政法については、この傾向がたぶんそのまま推移するのでは、と思います。あるいは、行政訴訟の訴訟類型も知らないような弁護士では、たぶんクライアントの信頼を失いますので、そういう意味では法科大学教育と新司法試験の論文式試験の方は、理念としてマッチしているかも知れません。

ただ、短答でこれだけ落とされてしまいますと、せっかく行政訴訟を勉強した学生にとっては残念な気がいたします。もう少し短答式試験の方は知識力だけでなく、応用力を試すような問題も必要ではないかと思えます。

- (司会) ありがとうございます。行政法の関連で●大学の●先生、いらっしゃいますか。
- (●) 正直申し上げまして、私は短答式の方はほとんど興味がないというか、見ていません。極端なことを言えば、今の先生がおっしゃった通り、ある程度、知識さえあればいいことなので、あえて学校の授業でそんなところに気を配る必要はないと思います。実際に学校でやっていることは、今のお話の通り、実務的に弁護士として、裁判官として、事件が起きたときにどう処理できるかと、それだけやっておりますので、そういった意味では、ここ3回の司法試験の問題、その傾向はぴったりなので、なん

ら違和感を感じていません。

それで、特に今年の場合に限って言えば、今までのものと比べると、極めて易しくなってしまうので、おそらく差が付きにくい科目になってしまったのかなという感じもしております。

(司会) ありがとうございます。新 60 期の●先生、元受験生だった立場からコメントをいただければと思うんですが。

(●) 先生方がおっしゃるような高尚な議論はまったくできないんですけど、受験生としては、択一については先生方がおっしゃるように、自分で判例付き六法を読んでもいけば点が取れるので、自分でやるということです。

論文については、先ほど先生がおっしゃったように、やはり行政訴訟法のコンメンタールみたいな、結構、受験生も使っております、この条文のこの文言に当たればこれが使えるというような、結構皆さん使っております、そういう意味でやはり行政事件訴訟法を中心に論文を勉強すれば、だいたい点が取れると思います。

あとは、各論の法律については出てきたとき勝負なので、それと行政事件訴訟法をリンクさせて書くということが基本になっているというような、私も印象を受けておりますので、大きな違和感というのは感じておりません。

(司会) ありがとうございます。それ以外の先生方で。

(●) ちょっと一言だけ。一昨年でしたか、日弁連による新司法試験の検討会の前後だと思うのですが、憲法と行政法が公法でくっついているのは、どうもおかしいのではないか、どちらかという行政法の論文式試験は民法や民訴に近いのではないかと、ゆくゆくは行政法も民訴とくっつくのではないかとというご意見が、出題関係者の方が、もしくは弁護士の方からご指摘いただいたと思うんです。

この新司法試験の行政法の問題を見ますと、やはり憲法と公法系科目の中で2つ入っているのは、ちょっと私自身も論文式試験については違和感を感じます。どちらかという民法、民訴、そういった実体法、訴訟法の知識がなければ行政訴訟というものはうまくいかないんじゃないか。ですから、発言された先生と同じように、行政法は行政訴訟ということに、論文では、どこかいつか民事関係とくっつくんじゃないかって、そういう予想もしております。

(司会) ありがとうございます。お手元の資料の説明が後先になってしまいましたけれども、そのデータの分析のグラフの後の選択科目についての意見がその後に法科大学院の授業との関連という記述式の項目と、一番最後にその他お気付きの点というのがございます。先ほど担当副委員長から説明をさせていただいたところは、科目別にその中からピックアップしてご説明をしたものです。

また最後に全体的なお話もさせていただきますので、そのときにまたお目に留まれば議論をしていただければと思います。

では、引き続き民事系について、短答式、論文式の特徴的な意見のご紹介だとか、

データの分析をさせていただきたいと思います。

○民事系—短答式、論文式

(寺島) 寺島から民事系の問題について、一応のアンケート結果の分析をさせていただきます。

まず短答式の方ですが、これは円グラフの民事系のところを見ていただければ分かるのですが、まず問題の量についてですが、65%ぐらいが適当、それで30%程度が多い。これはややを含めてということでございまして、65%ぐらいは量としては適当ではないかという結果が出ております。

それから、難易度につきましては、今の量の問題で65%が適当だと答えたのに比しまして、適当と答えた人がだいたい49%ぐらい、それから難しいと考えた人が、やや難しいを含めて46%ぐらいになってございまして、ほぼ拮抗しているということになっております。

出題内容の範囲が法科大学の教育内容と合致しているか。これは41%の方が適合している、超えていると感じた人が60%近くに上っております。これはどう考えていいのか分からないんですけども、難易度に比べると、範囲という面では超えているという方が60%いるというのが少し特徴的な感じがいたします。

出題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係については、知識偏重と考えた方が半数でございます。そして適切と考えた人は44%程度でございますので、知識偏重と答えた方の方が多い。思考力、応用力を問われていると答えた人は6%にすぎません。よって、知識偏重と考えている人の方が多いという結果になっております。

これらを総合しまして、法科大学院の教育を経た試験として、民事系の短答式試験が適切かどうかということについては、6割ぐらい、この方々がほぼ適切であると考えています。一方、これはやや不適切と大変不適切というものを合わせた数字ですが、35%程度が不適切と考えています。

全体として考えますと、量とか教育を経た試験としては適当であると考えた人の方が多いのですが、難しいかどうかということについては半々、それから出題内容としては、法科大学の教育内容と合致しているというのは4割で少ないという形です。

知識偏重であると答えた人が50%あることを考えますと、全体として見れば、範囲を超えているというのは知識としての範囲を超えていると答えられている方が多い。難しいとか、そういう問題じゃなくて、教えていない範囲が出ているという意味で、法科大学の教育内容と合致していない、教育内容を少し超えているという回答が6割あるというように感じました。

次に、論文式の問題ですが、これは民法、民訴法、商法のそれぞれについて、極めて特徴的な回答が寄せられております。問題の設定について、民法については7割が適当、民訴法については50%が適当、商法については35%が適当と答えてございまして、

民訴法、商法については、問題の設定について複雑過ぎると考えた人が5割ないし6割いるというようなことになっております。複雑性という観点から考えますと、民法が一番単純であって、それから民訴がやや複雑、そして商法が非常に複雑であったという答えが出ているような気がいたします。

次に問題の論点についても、民法が66%、民訴法が68%ということで、論点としては適当であると答えた方が6割以上を占めているのですが、商法だと適当と答えているのは42%で、56%は論点としてやや多過ぎるというように答えています。よって、民法と民訴法は70%近くの人が論点の多さということについては適当と考えておりますけれども、商法については論点が多い、もしくは多過ぎると感じた者が半数を超えているというのが特徴的でございます。

問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについては、民法が66%は適合している、少し超えている、大幅に超えていると答えた人は27%程度でございます。民訴法は適合していると答えた方がかなり減りまして、30%ぐらいにしかすぎません。そして、少し教育内容から超えているとか大幅に超えているという方が67%を占めております。民訴法は法科大学院教育とあまり合致していない問題が今回出たのではないかという結果がアンケートから出ております。

商法は、適合していると答えた方が48%、少し超えている、もしくは大幅に超えていると答えた方が50%ぐらいで、これはほぼ半数ずつということになっております。

法科大学院教育との適合性については、民法が66%が適合と答えておりますけれども、民訴法が適合と答えた人が30%しかなく、超えていると答えた者が67%になります。商法は適合と回答した人と超えていると感じているとする人がほぼ半数ずつというように、3科目については大きく結論が分かれております。

問題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係について見てみますと、民法については64%が適切、知識偏重というように答えた方が、やや知識偏重と両方合わせましても2割程度、それから応用力、思考力を問うているんだと答えた人が18%、64%ぐらいの方は思考力、応用力が試されて適切であったと感じているようです。

一方、民訴法になりますと、適切であると答えた人は3割にしか過ぎず、応用力、思考力を問うているんだというのが46%もございまして。そういう意味では、民訴法では知識というより思考力、応用力を試されていると感じた方が半数近くいたという結果が出ております。

商法につきましては54%が適切、知識偏重だと答えた人が20%、思考力、応用力が問われていると感じた人が26%です。

これで民事系の中の3科目を比較して見てみますと、民法は知識と思考力、応用力の関係について、64%が適切だとしておりますけれども、民訴法では適切だと考えた人は33%にすぎず、思考力、応用力が問われている、要するに知識の問題からだいぶ離

れている、思考力、応用力の問題だと考えた人が46%に上っております。

商法については54%が適切としておりますけれども、知識を問われているとした人が20%であるのに対して、思考力、応用力が問われているとした人が26%で上回っております。

最終的に法科大学院の教育を経た試験として適当かどうかについての結果ですが、民法は適切だと答えた人が、大変適切、ほぼ適切を含めまして44%、やや不適切と大変不適切は56%という結果、不適切だと言った方が若干上回っております。

民訴法につきましても、大変適切、ほぼ適切を含めまして44%、やや不適切、大変不適切と答えた方が56%で、民訴法でも不適切と答えた方が半数を上回っております。

これに対して商法は、大変適切、ほぼ適切が62%、やや不適切、大変不適切が合わせて47%で、ここでも民法、民訴法が半数以上の方が不適切だと答えて、逆に商法では逆転して、適切だと答えた人が60%を超えていると、こういう結果になっております。

問題形式につきましては、民法は73%が適切、民訴法は57%が適切、商法は68%が適切となっております。問題形式については民法が7割、商法も7割弱が適切であるのに対して、民訴法は適切57%、不適切43%ということで、民訴法が適切でないという意見が多かったという形になると思います。

あと、個別の意見といたしましては、民事系で法科大学院授業との関連、授業の在り方を変更する必要があるか否かについて、民事、刑事、公法系、共通で聞いたのに対して、「はい」と答えた方が149名、「いいえ」と答えた方が114名です。

これは3科目共通の結果ですが、その中の特徴的な意見といたしまして、民事系では何を論ずればよいかよく分からなかったという意見がございました。ただ、これは個人の感想なので、あまり参考にはなりません。

範囲の問題としまして、手形、小切手が短答式で出る以上、手形、小切手を必修として欲しい。それから、民法重要論点や要件事実の教育をして欲しい。それから、既修者では親族相続が必修となっていない。よって、出題があるなら必修として欲しい。

試験関連の講義を増やして欲しい。論文、短答式をやる機会をつくって欲しい。答案を書く機会や基礎科目を増やして欲しい。

要するに民法の基礎科目、商法の基礎科目を増やして欲しい。それから、民法の要件事実、商法の事例検討等、論点抽出力の養成をして欲しい、試験に応じた授業を増やして欲しい、答案を書く機会を増やして欲しい、それから範囲の問題としましては、親族相続、民訴実務、要件事実、事例分析等の機会を増やして欲しいという意見が多く見られました。

その他、お気付きの点で何か書いてくださいというところから出ております意見は、この民事系は出題の順序が昨年と変わっている、そこで非常に難しかったという話があります。それから、会社法の事例が複雑過ぎて量や論点も多過ぎたという意見が目

立ちました。

それから民訴の設問で、教科書で触れられていない問題が出ている。誰も事前に考えていない問題なので、勉強していてもしていなくても、解ける人は解けるし、解けない場合は解けないだろう。これは未修への配慮ではないかと。先ほどのアンケートの結果でも特徴的に出ておりましたように、この民訴の問題については法的知識を離れまして、応用力、思考力、法的思考を試すものではないかというような意見が多かったようです。

そういう意味で、商法は複雑であって、民訴法は習っていないところが出たという感想が非常にたくさん見られました。

- (司会) 今のような分析を踏まえましてご意見をいただければと思います。まず、口火を切っていただくのに●大学の●先生、一言いただければと思います。
- (●) ロースクールで担当しております民法と民事訴訟法を中心にお話しします。

短答式については、学生、受験生からの意見を代弁する形にさせていただきたいと思いますが、会社法についての条文問題が非常に、細かいところが多過ぎて大変だったという意見が多かったように思います。そのほかについては、民事系に関してはそれほど、短答式に関しては大きな特徴的な意見というのがあったようには認識をしておりません。

論文式試験の方については、私の個人的な意見としては、民法の問題は、果たしてこれでよいのだろうかと率直に思いました。ロースクールでいえば、2年生の終わりごろぐらいで、比較的論理的な科目を中心として勉強するころの、例えば、定期試験などで出して、第三者について、それを賃借権の問題として、そこにどのような問題点があるのかと考えることは、思考として問う分には重要だと思えますから、決して問題自体が悪いとは思わないのですが、ロースクールの3年間の実務基礎科目等も踏まえた上で行われる、新司法試験における民法の出題として、これが果たして適当だったのかどうかということに関しては、試験直後から少し疑問を、疑問というよりはむしろ違和感と申し上げた方がいいかもしれません。

今回、アンケートを見させていただいて、まず、非常になるほどと思ったところがあります。民事訴訟法についても、例えば、文章提出命令の真実擬制の問題などが出ているのですが、今度は逆に、果たして、実際の訴訟で真実擬制などで勝負が付くことがどれだけあるかという、まず、それ自体、少し疑問に思うところがあります。

その点を置くとしても、4つぐらい学説が挙げられて、それらを踏まえた上で検討することが求められているのですが、もう少しシンプルに考えさせるような問題にしないと、受験生の方に対するメッセージとしても、どういった点を中心にして回答をして欲しいということだったのかという点が分かりづらいし、学生に対するメッセージとしても、別に学説を覚える必要があるということではなくて、例えば、この件については、どのように考えることになるのかという筋を追わせるということなのであ

れば、ここまで細分化したりする必要はなかったのではないかという印象を持ちました。

会社法については、私は授業は持っていませんが、受験生の意見としては、問題文が複雑過ぎるということがまず1点あるのですが、他方で、その意見をよく聞くと、回答に必要ではないと思われるような点まで複雑過ぎるし、そこに、もし本当に出題の何か意図があるのだとすると、それが何なのかはさっぱり分からなかったという意見が非常に多かったので、その辺のところは、会社法については、問題に関しては受験生の側に不満があったのだろうと思いますし、私も一読した限りでは同じような感想を持ちました。

アンケートの結果の中で、やはり民法、民事訴訟法、商法ではかなり特徴的な回答が出ているという意味では、非常に今回のアンケートは参考にすべき点が多いのではないかと思います。

例えば、民法などは適当という回答が多いです。例えば、論点や問題の設定や、こういったところについて適当だという回答が多いわけですが、これをどう評価するかという点に関して言うと、私の感想としてはたぶん、適当や適合しているという回答が多過ぎると見るべきなのではないかと思います。

論文式試験に関しては、ある程度の割合で少し難しかったと感じる学生がいて、ある程度の学生は非常に面白かったと思うというのが、適切な問題なのではないかと思うわけですが、そういう観点からすると、受験者の方の回答としては、むしろ簡単な感じがしたという方に偏り過ぎているのではないかと思います。

また、民事訴訟法などは、逆に今度は難し過ぎると感じた点、商法については複雑過ぎると感じた点は、受験生の回答の方に非常に見るべき点があるのではないかと思います。

(司会) 細かい分析までありがとうございました。●大学の●先生、コメントをいただければと思うんですが。

(●) ●大学の●です。私は主に民法を担当しており、私自身で実際、問題を解いたというのは民法の論文式試験だけです。その辺を中心にコメントしたいと思います。

民法の論文式試験の問題については、試験直後に私も六法だけを見て、時間を計って解いてみたのですが、非常によい問題だったと感じました。特に第1問の設問1の方は、確かに一面から見たら易しいとも思われる、特に民法の専門家から見たら易しいのではないかとも見られるかもしれませんが、理論的にも高度な問題、よく考えていたら非常に難しい問題も含んでいて、あと、背信行為と認めるに足りない特段の事情としての具体的な事実の指摘と、なぜそれが、それを基礎づける事実になるのかという理由まで示している点で、法科大学院の授業でもう少しここをやってほしいということ、私自身、意識して授業をやったりしていることがしっかり試

されていて、この程度でも十分に差が付くと思います。

法科大学院の3年間を通してやってきた人に対する問題としても、できる人はかなり高度なことを書くし、できない人はほとんどできないということで、十分に評価で差が付くよい問題だったと思います。

それに対して設問2の家族法の問題についても、必修としていない法科大学院もあるので、出すのが適切かどうかという問題はありますが、私個人としては出すこと自体はよいと思います。また、この判例を知識として問うなら法科大学院で学ぶべき基本的な判例の範囲ないし量という点で疑問がありますが、判例を問題文に引用し、その判例を前提に考えさせるという問い方になっており、よい問い方だと思います。ただ気になったのが、せっかく最高裁の判例を引用しているんですけど、それが短過ぎる。もう本当にルールの部分しか引用していないので、これを検討したことがある人にとっては、この引用でも十分だと思うんですが、初めて見る人にとっては情報が少なすぎて、判例を見て、当該事案との比較で考えてみるということが難しいのではないかと、引用が短過ぎて、事前に検討したことがある人と、そうでない人の差がかなり付いてしまうのではないかと思いました。論点ばれがするのかもしれませんが、もう少し事実関係などもわかる形で引用して、その代わりに、事実を少し最高裁の判例の事案と変えて、その射程を考えさせるような問題の方が、より適切だったのではないかと思います。

ただ、総合的には、私は民事系の論文式の第1問は非常に適切であったと思います。もともと、こういう問題ばかりがよいのかというと、別で、もうちょっと実務的な問題を出す場合があってもよいし、こういう形で出す問題があってもよいという意味で、適切な問題の1例として評価できるということです。あと、私自身は解いていないのですが、民事系の短答式については、私が教えていた学生に話を聞いた範囲では、適切だったという人がほとんどで、特に文句を言うような人もいなかったと思います。

実際、アンケートの結果も、それに近いのかなと思いました。

あと、論文式試験の第2問、商法と民事訴訟法の融合問題については非常に難しかった、論点自体もあまり勉強してないものであった、分析が難しかったなど、民法の第1問との比較で、非常にハードだったという意見が多かったと思うので、それもアンケートの結果と一致しているなという印象を受けた次第です。

○山本剛嗣東京弁護士会会長の挨拶

(司会) ありがとうございます。ここで、議論の途中ではあるのですが、東京弁護士会の会長からごあいさつを差し上げたいと思っております。本来ですと、最後に皆様への御礼のご挨拶を予定していたのですが、前後の会議の日程・時程の関係で、ここで挨拶をさせていただきたいと思います。

山本会長は、元々は本委員会の委員でもあり、司法研修所の教官や司法試験委員を務めた経験もございます。

(山本) 貴重な議論の途中で中断をさせてしまって申し訳ありません。ほかの会議との関係がありまして、この時間しか出席をできなかったものですから、申し訳ありません。

皆さま、ご承知の通り、18日の日弁連理事会の決議を元に、日弁連として、司法試験合格者の決定に当たっては数値目標にこだわることなく、厳格な審査をとという提言をさせていただきました。

提言だけ読みますと、新しい法科大学院を中核とする法曹養成制度ということについての日弁連のスタンスが、必ずしも明確でないというご意見もあるんですが、会長の記者会見の中でも、会長は再三述べていましたように、現在、日弁連の執行部としては、やはり法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度ということを充実、発展させていくという立場にまったく変わりはありません。これからも、そういう方向で努力をしたいと考えております。

そういう中で、東京弁護士会が、この司法試験に関する意見交換会を過去2回行いました。その結果の資料が、貴重な資料として各方面で利用されてきております。

本年度もこのような形で、開いていただいたことに対して、大変ありがたいと思っております。皆様のご意見が、これからの法科大学院の課程の、ある意味では充実、それから新司法試験の在り方、さらには、その後の新司法修習の在り方、弁護士になってからのオン・ザ・ジョブ・トレーニングの在り方、こういうことに全部関連をしてくると思いますので、大変期待をしております。先生方に忌憚のないご意見を十分出していただいて、実りある成果にしていただければありがたいと思っております。

私としては日弁連の副会長で、日弁連の法曹養成対策総合会議の座長も務めさせていただいております。今現在、新しい法曹養成制度には、まだいろいろなところに問題がありますが、そういうものに1つ1つきちんに対応しながら、よりよいものに上げていくということで努力したいと思っておりますので、今後とも、ぜひ、ご支援、ご協力をいただければありがたいと思っております。本日はありがとうございました。

○よりよい新司法試験を求めて(提言)

(司会) それでは、議論に戻りたいと思っております。民事系の問題について、今、お2人の先生に口火を切っていただきましたので、この後は、民事系ご担当の先生がたくさんいらっしゃいますので、フリーな感じでお手を挙げていただいて、ご発言をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。恐縮ですが、最初に大学とお名前をお願いいたします。

(●) ●大学法科大学院の●と申します。感想といいますが、過激な意見かもしれないのですが、申し上げたいと思っております。先ほどの公法系での話も含めて、もっぱら試験問題の適切性を検討されているように思うのですが、いかがでしょうか。

というのは、新司法試験というのは、法科大学院を含めた教育プロセスの一環と

して行われる試験ですので、試験問題の適切性だけではなくて、教育プロセスの一環として適切かどうかという観点から検討するべきだと考えるからです。

そういう観点から見ますと、法科大学院というのは、いわゆる純粋未修者が3年間で修了して、法曹として必要な資質・能力を身につけたうえで、新司法試験を受験するという構想になっているわけですし、まったく法律学の勉強をしたことない人が3年間でやって、どこまでできるのかというのが前提なのではないかと思います。法学部で勉強したり、その他予備校などで勉強した人が受験したときにどうかという発想で考えてはうけないのではないのでしょうか。

そうしますと、例えば、私の専門は民法ですが、問題自体は、これまでほかの先生方がおっしゃられたように、よい問題だと思いますし、難易度としてもそれほど難しいものではないと思いますが、全部で7科目あるわけで、純粋未修者がそれらを3年間でやって、いったいどこまで身に付けられるのか、そのことが必ずしも前提になっていないように思います。

私の専門の民法だけを見ても、覚えていなくても、六法を参照すればよいではないか、そんな判例は判例付き六法なりを見ればよいではないか、というようなことが問われているわけです。たぶん実務家になって数年もしたら忘れてしまうような知識で、おそらく、私も含めて多くの先生が六法を見て確認するような知識の有無を問うことにどんな意味があるのか、しかも、それは瞬間最大風速なわけですし、持続する力ではないわけです。そうだとすると、教育の一環としての試験としては、短答式試験は非常に不適切といわざるをえないのではないかと考えるわけです。

特に、今日お見えになっている新60期の先生にお聞きしたいのですが、短答式試験の対策として、どのぐらいの時間を使われているのか。私どもの法科大学院だけを見ましても、非常に優秀で、今年の短答式で非常に高得点をとった学生がいるのですが、その者ですら、2年生の途中からは短答式の勉強漬けなんですね。そういう状況でまともな教育なんかできないわけです。3年生の後半は試験対策だという意見が、今回のアンケートの回答の中にもありましたが、そういうことで果たしてよいのでしょうか。そういう状況は、私どものところだけで、他の多くの法科大学院ではそうではないのかもしれませんが、おかしいのではないかと考えています。

新司法試験では、短答式と論文式の得点が合算されますので、学生は短答式で1点でも多く取りたいわけです。そのことから、長期間に亘って短答式だけの勉強をするという傾向が非常に強く見られますので、問題自体はよいとしても、教育プロセスの一環としての試験としては疑問なのではないかと考えております。

論文式についても、●先生が先ほどおっしゃっていたとおり、問題そのものとしては非常によいと思いますし、私もこのぐらいの問題でしたら2年生の演習でやらせているくらいなので、できるはずとは思いますが、それにしても、2時間で過不足なくキチント書けるかという点、やはり疑問だと思います。長くなりましたが、

以上です。

(司会) ありがとうございました。ほかにまた、どなたかいらっしゃれば、ご発言いただければと思いますが。

(●) ●大学の●です。3年生の民事総合演習という科目を担当しております、これは民事系の研究者と実務家が共同で事例問題に取り組むというものです。非常に過酷でして、組む相手の研究者の先生が、民訴や商法や民法などばらばらなんです。

それを実務家が何とかご協力しなければいけないという、非常に過酷な授業を3年生で、あと、今、民事ローヤリングという、少し臨床法学的な授業を2年生で担当しています。

私は、今年の民法の問題はやっと民法の問題が出たと思いました。つまり、今までの新司法試験の民事系の問題は、全部民訴との融合問題だったんですが、民法学の力を問うてくれないという感じが非常に強くて、やはり民法というのは基本の科目の中でも、一番実務家にとって考え方の基本になる法律ですので、試験で民法学というものを聞いてほしかったんです。やっと民法学を聞いてくれたなという感想を持ちました。

短答式に関しては、先ほどの両先生がおっしゃられたように公法系の短答式は、判例を覚えてこいと言っているとしか思えないような、もう暗記をしろと言っているとしか思えないんです。そうすると、もう生徒たちは暗記、暗記に走ってしまうわけです。受験予備校の講師の経験から申しますが、これからどんどん、もう暗記に走るに決まっています。しかし、法律学というのは暗記ではなくて、考える力を身に付けることであり、考える力が付けば付くほど、覚えることは少なくて済むのです。だけども、受験生が目先の短答式の暗記に走るのはもう目に見えていて、しかも公法系の短答が、あんな最高裁判例を覚えてこいというのには怒りを覚えます。

(司会) ありがとうございました。●先生いかがですか。

(●) アンケートを書くので、だいぶ前に読んで解いてみたんですが、私たちのころの司法試験のときは、択一が終わってから1カ月ほど論文まであったんです。

今度は両方一緒に、しかも加点されると、論文と総合して点が付けられると。そうすると、民事ですけど、択一の範囲が広過ぎると思います。

私たちのころは、商法は択一がなかったんです。それが商法総則と商行為まで、手形小切手と会社法ぐらいでいいんじゃないかと。結局、2問解くために、あるいは捨てるかなんです。だから、そういう分野を何で残しておくのかなという。基本的な理解を問えばよいのであって、受験生に苦しみを与えるような、そこまで広げる必要はないのではというのが択一の感想です。

特に公法系や何かはまさに判例を覚えると。短期間で一生懸命覚えたというのは忘れるのもすぐなんです。ですから、そういうところの基本的な理解というか、そういう考え方ができているかというのをもう少し択一では出してほしかった。

民事系でいえば、要件でいつも結構何問か出ているんです。それから、民訴でいったら、送達や管轄の問題など、わりと実務的なのが入ってきているんですが、これも、一生懸命基本書を読んだからというよりも、それを知っていたか、そうじゃないかということで点差が出るのかなという感じがします。基本的には民事系の場合、よい問題だったとは思いますが。

それから民法の大問ですが、この民法の大問は要件事実だと。要件事実のこういう、特に賃貸が出るだろう予測していたんですが、まさにXさん、Yさんの立場でとらえて事実を見ると、片方が所有権に基づく明け渡しと、片方が賃貸借終了と、これは何だ？ どう並ぶのかなと、神のごとき民法だったら並ばないのではないかと、予備的請求原因なのかなという、そういうような、わりと実務的な感覚で答えられるという問題になってきて、私はよいことだと思います。

それから民訴ですが、私は民訴改正委員会に長年いまして、証拠の部分はかなりやったんです。作ったときの、そこまでの知識としてありません。ただ、問題としては、そこで考えさせる力を見ているんじゃないかと。そういう分析力と出された問題、それに対する分析力と、自分でそれを構成する表現能力、それを見てみて、これは暗記じゃなくていいんじゃないかなというのが私の感想です。

会社法は、あんまりまだ馴染がないんですが、神田さんの本を3~4回読んだ程度なんですけど、条文が多いということで、条文に慣れていて、粘りの勝負だったのではないかと。いかにその場面の条文を引き出して、それを構成できるか。そういう点からいくと、複雑そうですけど、粘りの力を見るという点でまあまあかなと。そんなような印象ですね。

もう1つ、私としては昔の旧司法試験というのは論点がどこかと。そういう説があって、自分は何説を採るかということがきちっと論証というかね。ですから、予備校がそういう本を売り出すようになったんですが、そういう点からいくと、だいぶ新司法試験というのは変わっているのではないかと。私は採点員の採点基準を知りたい。どういうところをよしとして点をくれて、どういうところがだめなのかという採点基準が分からないものですから、そういうのを公表してもいいのでは。そうすればこちらも授業が自信を持ってやりやすいと思います。

(司会) ありがとうございます。ほかの先生でどなたかご意見、いかがでしょうか。

民法、民事系だと●大学の●先生お願いします。

(●) まだ学生の方にきちっと聞いたわけではないので、まず、択一全体ということではなくて、民法だけということを考えてみますと、我々の受けた試験よりもかなり易くなっていると。基本を問うということになっているという意味では、評価できるのではないのかなと考えております。

これはざっと感想のところをみてみますと、暗記であるということで、その点、問題があるのかなとは思いますが、私としては授業の態度としても条文が基本で

あると。それと判例を理解することが重要である。すなわち、択一の勉強は、『判例六法』に載っている、あるいは判例付きの六法に載っている判例が条文とどう関連するかが分かれば、これは合格できるのだという指導をしている関係上、民法だけの択一の問題としては、こんなものかなというふうな感想を持ちました。

それから、論文式の問題なんですけど、ある意味で基本的な部分を、特に要件事実を前提として、基本的な部分を聞くということになったのかなという感じはします。

問題は事例の分析力という観点から見た場合に、果たしてどうだったのかなという疑問は、やはりぬぐえないというふうに思われます。特に2問は、いろいろ考え方のパターンができるわけですし、そういった意味では、事例の分析力というよりも、論理的にその場でどう思考していくかということになっているのかなという感想です。

それから最後に、配点が5.8と4.2ということになっているんですけど、この配点が妥当だったのかというところは、もう少し考えてみたいなというふうに思っています。

- (司会) ありがとうございます。ほかに民事系の観点でご発言いただけますでしょうか。そうしましたら、いったん先に進めまして、また最後のところで全体的な議論で、民事系も含めて議論したいと思います。では、引き続き刑事系の方のデータの分析、短答式、論文式のご説明をしたいと思います。

○刑事系のデータ分析

- (寺島) 刑事系の分析について報告したいと思います。この刑事系は先ほどの民事系の民法、民訴、それから会社法という3つの科目が際立った特徴を見せたのに比べて、あまり刑法と刑訴について評価が分かれているという感じは受けませんでした。

まず、短答式について分析させていただきますと、短答式の量について、これは適当と答えた人が60%、多い、多過ぎると答えた人が38%。40%近くが量的に多いと考えているようですが、ただ多過ぎるといような回答は全体の5%にしかすぎませんでした。

難易度につきましては52%が適当、32%がやや難しい、もしくは難し過ぎるという回答でございました。そして易しいと考えた人が16%おります。これから見ますと、70%近くが適当、もしくは易しい問題であった。30%近くは、やや難しく感じているということですが、難し過ぎるとい回答は4%にしかすぎませんでした。

次に、出題内容の範囲が法科大学の教育内容と合致しているかという点につきましては、54%が適合している、少し超えている、もしくは大幅に超えていると答えた人が44%ございました。教育内容を超えているとの回答が合わせて44%になりますが、先ほどの量について、それから難易度の問題についての回答からしますと、法科大学院での教育以上のことが出題されているとの趣旨ではないのではないかと思います。現に大幅に出題内容の範囲が超えていると答えた方は、全体で8%にしかすぎませんでした。

した。

次に、出題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係についてですが、53%が適切である。知識偏重、これはややと知識偏重過ぎるというものを足した数ですけれども、これが30%。それから、思考力、応用力の方に傾いていると答えた人が16%でした。これから見ますと、適切と答えた人が半数を超えていますが、知識偏重であると答えた人が30%、思考力、応用力が試されていると答えた人が16%となっています。しかし、いずれも知識偏重過ぎるとか、思考力、応用力に傾き過ぎているという回答は合わせて6%しかありませんでした。

これらをまとめまして、法科大学院の教育を経た試験として適切かという問いに対しては、66%がほぼ適切、3%が大変適切であると答えておりまして、全体の70%の回答が適切であると答えております。大変不適切であると答えたのは全体の6%にすぎません。こういう意味からは、大方の方が（回答として適切がいいのかどうかは別問題として）適切であると答えています。この試験は知識の面、それから応用力の面、量、難易度の面から適切であると考えているというように感じました。

次に論文式の問題についてですが、設定について、刑法は70%、刑訴法も70%が適切であると答えております。複雑である、もしくは複雑過ぎると回答した方は、両科目とも20数%にしかすぎません。

また、問題の論点につきまして、刑法は適切であると答えた人が60%、やや多い、もしくは多過ぎると答えた方が35%、刑訴法は72%が論点については適切である、やや多い、多過ぎると答えた人は20%です。刑法は60%弱、刑訴法は70%強の人が論点としては適切であると回答しております。

問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかどうかについての問いに対しては、刑法は78%が適合している、刑訴法は75%が適合していると答えております。範囲を超えていると回答した者は各17%、もしくは19%にすぎません。

問題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力との関係については、刑法は76%、刑訴法が75%が適切であると答えております。知識偏重との評価は、両科目とも10%、思考力、応用力が問われていると感じた者は15%であります。刑法と刑訴法の評価が一致しているという結果になっております。

これらをまとめまして、法科大学の教育を経た試験として適切かどうかについてですが、適切と答えた者が刑法については87%、刑訴法については85%に上っております。不適切は約15%にすぎません。この点も刑法と刑訴法の評価は一致しております。

また、問題形式が適切かどうかにつきまして、刑法は92%、刑訴法は89%が大変適切、もしくはほぼ適切だと答えております。大変不適切であると答えた方は、約1%にしかすぎません。以上のように、受験生としてはだいたい適切であるというような感想を漏らしているというところだろうと思います。ただ、この結果がどうかは、先ほどの意見もありましたので問題ではございますが。

あと、特徴的な意見としましては、法科大学院の授業との関連につきまして、民事系に比して、比較的、論点は明確だったというような意見がございました。ただ、刑事事実認定をもっとして欲しいと。刑法については、答案を書く練習をして欲しい。理論的応用力が付くような教育を望んでいる。刑法を1年次にきちんとすべてやって欲しい。これは民訴法とも共通して出ていた意見ですが、訴訟法については手続きの流れの理解が必要、また具体的に証拠と事実の関係の把握が必要なので、模擬裁判等の授業に力を入れてやって欲しいというような感想がありました。総じて民事系に比べて否定的な意見は少なかったように思います。

その他、気付いた点ということで出題傾向が安定しているという意見がある半面、難易度に年によって差があるのではないかという意見もございました。短答式は旧試験に比べてパズル形式の出題が少なくなって助かっているというような、率直な意見もございました。

あと、どういう意味かちょっとよく分からないんですが、刑法で出題される判例が『判例百選』を超えており、ロースクールで習う範囲を超えている。ロースクールの講義と関係ない出題が多過ぎる。択一は範囲が広過ぎる。ただ、これらは難しいという問題ではなくて、授業で触れていない点が出ている、基本的なことが出ているという意味ではないかなというように感じました。

あと、刑法の問題について、具体的事実在即して答えなさいという出題だが、ロースクールでは事実認定は窃盗等の限られた範囲でしかやっていなと。限られた時間で事実認定からの推認を教育するのは困難と思うが、それをやって欲しいとの意見がありました。ただ、この意見はこの受験生のロースクールに特徴的な話なのではないかなというように感じました。

あと、刑事系については、法的思考理解を問う問題であると感じるとの意見、対して予備校答練の方がましだというような意見もございまして、両極端な評価がございしますが、先ほど民事系でお話ししましたように、各論点について複雑過ぎるとか、まったく知識として有していない、難問であるというような、具体的に問題の中身についての指摘というものはなかったように思います。

(司会)ここで10分ほど休憩にしたいと思います。7時半から再開したいと思います。

○刑事系科目の討論

(司会)おそろいようですので、再開したいと思います。刑事系の科目についての、討論に入りたいと思います。それでは、口火を切っていたくのを、●大学の●先生、お願いします。

(●) ●大学法科大学院の●です。私は刑事訴訟法しか担当しておりませんので、刑法の方は特にコメントすることができません。刑事訴訟法に関しまして、短答式は極めてスタンダードなレベルのところを、出しておられるようであります。

私は既修者の前期の刑事訴訟法の2年生を持っております。講義でやっている範

囲内の出題がされております。例えば今年は再審の出題問題が1問出ております。

再審のところまで含めて、だいたい30講で全部終わっています。1講義1テーマというところでもありますので、そうしますと30講ですと、ちょうど再審のところは29講で終わります。あとの最後のところは補習ということになります。私としては、出題問題は極めてスタンダードでよい問題を、出させていただいていると思います。

論文に関しましては、私が見る限り、少し易しくなっています。易しいのですが、新司法試験の出題問題としては、このレベルでよいのではないかと思います。刑事訴訟法は特に論点が、出題問題によって絞られてしまうという傾向がありますが、一応の刑訴法の基本的な理論が、身に付いていることができればよいと思います。

法科大学院の学生の場合は、法学部時代は学説の子から始まって、法科大学院で判例の子になるまでに、だいぶ時間がかかるように思います。私の場合は、最高裁判所判例の事案と基本判例から立ち上げて、それにつながる刑訴法理論をやっております。

新司の出題問題の第1回、第2回を含めて今年は第3回目で、だいたい通常の講義の守備範囲の中から出ていて、それなりの成績とレベルを、修められるのではないかと感じました。

刑訴の問題で心配したのは、新司の準備段階でプレ問を作られたときには、こなれていない問題がそのまま出まして、このままではどうなることやらと思っていましたが、実際の本試験の問題になりますと、それが修正されていて、非常に安定したよい傾向で、出させていただいているのではないかと思います。

私も旧試験の時代に、試験委員を3年間、渥美先生、田宮先生等を含めまして、いろいろと薫陶を受けました関係で言いますと、やたらと難しい問題を作ることは、やはり国家試験としては適切ではないとの見地に立ちまして出題をしてきました。

ただ、事例問題の新試験になりますと、そのレベルがやや事例のために、易しく見える部分があるのですが、テストのハードルを、どういうふうにかえ、どう書くかです。そして、どういうインパクトを、採点者に与えるかというところが、試験に出ていけばよいのではないかと思います。

先ほどから、民事・公法を含めまして、判例についての“暗記”というような意見が、一部の先生方から出ています。私は条文と判例が基本ですので、それにつながる基礎理論を修得すればよいと思っています。判例の考えている思考と内容は、論理と思考が文章に折り込まれていますので、判例を読んでいる、知っているということだけでは、結論に至らないほどの内容を持っています。

学者の先生、研究者の先生には僭越なのですが、自分で教科書とか参考書をお書きになります。判例や判例解説に比べますと、自分の学説ですので、やや文章的にはきめ細やかなところに、欠けるところが見受けられると、私は思っています。過去の先生たちも含めて、そういう部分が見受けられます。

最高裁判所の判例とか、あるいは判例解説は、主任裁判官から、主任調査官、上席調査官、そして首席調査官というところまで、目を通しておりますので、私としては非常にレベルの高いものだと思っています。そういうところを基本に押さえて研鑽していれば、今の新試験には、だいたい対応できているのではないかと思います。

○刑法の分析

(司会) ありがとうございます。刑法ご担当の先生で、分析についてのご意見をいただければと思うんですが、●大学の●先生、お願いできますか。

(●) 刑法の問題に関して、それほど難しいという印象は受けませんでしたし、おそらく基本的な体系書と、あとは重要な判例をしっかりと勉強をしていれば、十分対応できる問題だったと思っています。学生に聞きましたところも、それほど難しいというような、答えは返ってきませんでした。あと、論文の問題については、最初のサンプル問題、プレテストあたりは非常に難しく、どうなることやらと思っていましたが、第1回、第2回、第3回と回を重ねるごとに、私は問題としては非常に良問になっているのではないかと思います。

だいたい出題傾向も、具体的事実を適宜しつつというところ辺で、事実認定のあたりは重視されています。今年も窃盗、強盗、事後強盗あたりと、共同正犯の問題等々について、かなり事実認定をしつつ、しっかりと答案を書くというあたりが、おそらく採点では重視されるだろうということです。

私は、今年の問題は去年と比較しても、やはりよい問題だったのではないかと思います。だから、たぶん純粹未習の人も、受けられるということを前提にして、出題をされる先生方が、しっかりと配慮をされているのかなという印象は受けました。

(司会) ありがとうございます。では、口火を2人の先生に切っていただきましたので、訴訟法・実体法を問わず、ご意見をいただければと思います。

(●) ●大学の●でございます。私は去年もこの会で少し申し上げたのですが、刑事系の問題については、いわゆる実体法と訴訟法を融合させた問題にすべきではないかと思っています。

その理由の1つは、法科大学院の教育は理論と実務の架橋を目指すべきだと言われていること、2つ目は、現在の司法修習システムとの関連です。司法試験に合格すれば、司法研修所における集合研修がなく、すぐ実務修習に入ります。そうしますと、刑事系の実務修習では、犯罪の発生から捜査、起訴、公判審理、判決という流れを前提に修習します。そこで初めて、修習生が実務の動きを知るというよりは、司法試験問題についても実務の流れを意識した融合問題とすることによって、法科大学院において、教える教員と授業を受ける学生が共に実務の流れを前提にした授業を意識しそれに興味を持って取り組み、ひいては実務修習の効果も増すと思われます。

融合問題は決して民事系がそうしているから、無理して刑事系でも作ろうというの

ではなく、ごく自然に実務の流れに沿った問題が容易に作れます。

私は法科大学院で2年生後期と3年生に対し、刑事訴訟実務の基礎と刑事法総合Ⅱと刑事模擬裁判を教えています。2年生前期までに刑法・刑事訴訟法を学んできていても、実務的な観点から重要な訴訟活動とその根拠法規や判例が理解できていません。

例えば、最近よく問題となっている心神喪失や心神耗弱の争点についても、捜査段階では鑑定留置をして精神的に正常であると判断されていても、公判段階では検察・弁護双方から矛盾する複数の精神鑑定が請求され、鑑定人の方からは純粹の医学的な鑑定だけでなく、心神喪失であるとか心神耗弱であるとかいう法的判断もしてきます。他方、裁判所は鑑定人の精神鑑定に拘束されないで、法的な観点から被告人について完全責任能力があるのか、そうじゃないのかという判断をする。

このような訴訟手続きの流れによる融合問題であっても、刑法の純粹な研究者が出題したいと思う重要な論点についての問題は、いくらでも取り上げることが出来ますし、それを受けて刑事訴訟法の観点からも、それに関連した問題は容易に作れると思っています。

先ほど寺島先生からご報告いただきました通り、今回の新司法試験問題は短答・論とも受験生からは適切・適当であるというアンケート結果が出ています。今年の刑事系問題については、癒合問題の点以外は適当であったと思っています。

- (司会) ありがとうございます。●大学の●先生お願いします。
- (●) ●大学の●です。択一の問題、論文の問題、これは受験生がアンケートに答えている通り、問題の量または質においても、適切であったと言えます。例えば択一の問題についても、教科書には書いていなくても、当然、授業ではしゃべっていることです。公判整理手続きは細かいことが、なかなか教科書には詳しく書いてありませんが、授業ではしゃべっています。また、起訴状にはどんなことを書くんだとか、教科書には細かく書いていなくても、授業では当然しゃべっていることです。そういう意味では、学校の授業と司法試験とが一致をしているということです。

また論文に関しても、どの科目でもいわれていることと思いますが、特に刑事訴訟法に関して、問題文の中に答えがあるということで、じっくりある程度、事実認定的なこともそこから学んでいきます。学校でやっているようなことも、加味されているという意味では、非常によい問題だと思っています。

○選択科目のアンケートの意見

- (司会) ありがとうございます。では、選択科目のアンケートについて、記述欄で出てきたところをご紹介します。

今までの円グラフの、次のページを開いていただきまして、「論文式試験、選択科目についての意見」と、4番目の項目になりますが、こちらをご覧ください

ればと思います。最初が、まず環境法からです。環境法については、適切という意見が目立っているようです。ただ一方では、今年は各論、分野別の問題が出てきたということで、戸惑ったということが出ていたり、あるいはロースクールでの時間数によって差が付くような、問題だったのではないかという指摘があります。

経済法の関係では、全般的には量・質とともに適切という意見が、比較的多いように見受けられます。それから、国際関係法の国際司法関係では、知識偏重だとか、特別法を今年は聞いたということもあって、そこが法科大学院の授業と合っていないというような、意見が出ています。1ページめくっていただきまして、租税法を見ますと、これもおおむね良問だったという指摘が、いくつか出ています。知的財産関係を見ますと、これも基本的に忠実な問題であるとか、あるいは適切であるという意見が、比較的多いように見受けられます。

倒産法の関係では、これは意見がだいぶ分かれておりまして、また受験者の数も多いということもあるのだと思います。例えば倒産法の上の方に、普通に勉強をしていけば分かる事例論点を、出題して欲しいという指摘があって、それを越えているという意識だと思います。他方ではその2行下で、基本知識と思考力を試すものとなっている、よい問題だと思うという指摘もあります。

1枚めくりまして、裏側も中ほどを見ますと、これも両方向の意見が出ていまして、応用に傾き過ぎだという意見もある一方で、また良問だという意見もあります。あるいは、知識問題に偏っているという指摘が出ているところもあります。

右側のページにいきますと、労働法についての記載で、これは実務的な問題が出た傾向だったようで、実務的過ぎて分からないという、意見も出ております。

他方で、やはりそのページの下の方を見ますと、いい問題だったと思いますというようなご意見で、全体的に割れている感じを受けています。

一応、選択科目の関係で、ざっと鳥瞰したところではそのような感じですが。今日いらっしゃる方ですと、例えば関東学院大学の河村先生、倒産法を担当していらっしゃるということですが、今年の問題とこの分析結果を踏まえて、ご意見をいただければと思います。

- (●) ●大学では、倒産法の講義の1コマと倒産法演習、それから実務家の方に実務倒産法という実務科目を担当していただいております、その3本立てで倒産法を、学習することになっています。ただ、理論的な問題として学習するのは、倒産法と倒産法演習ということなので、その2コマ、つまり15回掛ける2で、これですべての倒産に関する事柄を行う、教えることになります。これには時間的には、非常に無理があるため基本的なところしか、勉強させることはできないわけです。

その点から考えますと、この問題というのは、確かに若干難しかったかなとい

う感じはあります。短い時間のなかでも、教えたことのエッセンスから考え方を
つかみ出して、そこから応用してもらうことはやっているわけですが、それにし
ても若干レベルは、少し高かったかなという気はします。

ただ配点として、ほとんど倒産法という名前であったとしても、破産法が中心
になっていて、民事再生がほんの少力で、それは本当に基本的な問題が出たとい
う点は、非常に評価をしてよいのではないかと思います。これからも破産法が、
倒産法体系の一番基本になってくるわけですから、その部分についての、全体
を見通せるような問題が出るということであればよいと思います。

(司会) ありがとうございます。経済法で●大学の●先生いかがですか。

(●) ●大で非常勤ですけども、経済法の関連科目を担当している、●と申します。
論文式試験の経済法に関する感想、意見を申し上げます。資料ですと、選択科目
の問題集の9ページ以下が、経済法になっています。

10ページ目が第1問で、高速バス事業の共同運行の、事例問題が出題されてい
ます。だいたい大ざっぱに申し上げますと、都市間を結び、急行系統で運行系統
キロが、おおむね50キロメートル以上の乗り合いバス、これを高速バスと定義し
ていますが、この高速バスを複数の乗り合いバス事業者が、共同運行を行う場合
の独占禁止法上の問題を、ご覧いただいている具体的な事案に即して、尋ねると
いう問題になっています。

設問1は、複数の乗り合いバス事業者が、共同運行する場合の、運賃の設定方
案について、検討せよという問題です。その10ページの問題文の一番下の方に、
共同運行計画に掛かる前提事実が①②(とあって、それを前提にした上で、さらに
運賃の設定について、そこに①から③案が出ていますが、その案を検討させます。

次のページに、設問の1の最後の部分が出ていますが、その①)から③)の案を比
較して、最大の利益が確保でき、かつ独占禁止法に抵触しないような、案を示し
なさいという問題にしてあります。

この問題ですと、まず受験生が論じられそうなところは、一般の乗り合いバス
と比較して、この高速バスの場合には、特性があるということを指摘するという
ことです。一般の乗り合いバスが、運賃の設定等について協定を結ぶと、すぐカ
ルテル、不当な取引制限ということで、独占禁止法の問題を生じやすいわけです。

高速バスについてはその特性から、競争促進効果あるいは効率性という問題か
ら、多少は一般の乗り合いバスと比較して、運賃の設定方法についても、緩やかに
認められる余地があることを、問題文の事情から指摘することはできそうかな
と思いました。

具体的に①案、②案、③案が、簡単ではありますが、問題文に示されています
ので、それについて文字通り、若干検討をすればよいのかなと思います。①案は、
ほぼ結論は違反をする恐れがあるということによりよいと思います。また、②案はほ

とんど問題がないと、すぐいえると思います。③案について、問題文にも折衷的な案と書いてありますので、これならばいいだろうと結論付けるのか、あるいはこの(3)案でも、独占禁止法上さらに問題があるということ、プラスアルファでいえるかどうかというところが、なかなか上級の学生でも少し応用の部類に入る、骨が折れるところかなと思います。

③案は、運行回数比により配分すると書いてあるので、さらに詳細に考えるならば、競争の要素としては運行回数だけじゃなくて、ほかの要素もあるということで、より競争制限的でない配分方法を、もし考えられれば、さらに③)からいい案の答えを出すと思いますが、ここまで到達するのは、少し大変かなというように見受けました。

設問2が、共同運行事業協定の問題です。設問1はA、Bの2社だったのですが、今度はC社と(いうように)3社が入って、同じように高速バスを共同運行します。設問2の問題文の真ん中から下ぐらいに、その3社の協定でこういう条項を作るんだけど、それが独占禁止法上、どんな問題点があるかということで、具体的にはかぎ括弧内に入っている条項について、2つ検討すればいいのかと思います。

1つが、共同運行にほかの事業者を、加入させないという条項です。もう1つが、バス乗り場の利用を申し出る事業者があっても、それをみんなで拒否しようという、義務を内容とする協定です。この2点について検討をするということで、検討対象は比較的明確に、つかまえられると思います。それは、それぞれいわゆる、参入妨害になっているかどうかという観点から、今、申し上げた2点の条項は、検討できるかなということです。共同ボイコットの形態で、不当な取引制限が成り立つかどうかという観点から、検討するのがよろしいのではないかと思います。

共同運行にほかの事業者を加入させないという、前段の部分については、たぶん共同運行には加入させなくても、バスの運行自体は可能だから、必ずしも参入妨害にはならないというところを、強調すればいいのではないかと思います。

一方の、バス乗り場の利用の申し出の拒否については、これが本当に参入妨害になるのかという問題点です。それから、共同ボイコットの形態における、不当な取引制限について、競争の実質的制限の問題(閉鎖的市場支配の問題)などを、論じることになると思います。

もう1点(大きな問題)は、問題文の事情として、その後ろの方に、どうしてそういう条項を入れるかということについて、投資金額を最大限回収したいという目的があるので、これが独占禁止法違反を正当化する事情に、当たるかどうかということを検討することです。競争の実質的制限に関するところ(閉鎖的市場支配)は、なかなか思い至らないかもしれませんが、その他の問題点については、十分受験生でも論じられるところではないかと思います。

高速バス事業の共同運行に関しては、実際に公正取引委員会によって、審査の対象となった案件（平成15年5月、平成17年2月）があるので、この事案の設問の事実関係などを見ると、この実際の例を参考にしたのではないかと強く想像されます。もっとも独禁法違反とされた事案ではなくて、自主的に改善をしたので、違反行為として措置を取ることはしない事案だったということで、（この事実は）著名、典型的な審決例や裁判例に、当たるものではないということがいえると思います。

そうすると、そういう著名、典型ではない事例について、出題をしたというようにも見られるわけです。その事案についての知識を問うものではないことは、間違いないと思われるのですが、現実にはそういう形で出題をされていますので、場合によっては、その種の知識を問うものかという、曲解がなされる恐れもあるのではないかと、多少なりとも危惧しています。（※）法務省発表の「出題の趣旨」においては、公正取引委員会公表の「考え方」の知識または学習の有問うものではない旨明言されており、これは発言者の懸念の一部を解消するものといえる。今後は、「出題された事実」だけが独り歩きして、法科大学院生、受験生が誤った学習態度を採らないことを切に願うのみである。

受験生の理解を問うには、よい事例だったので取り上げたという趣旨を、念のため明確にさせていただけるといいのかなということです。今後は、この種の著名、典型的ではない、実際の事例に類似したものを、ちよくちよく出題の素材にすることは、念のために避けていただいて、禁じ手とは申しませんが、奥の手ぐらいにとどめていただくのがいいかなと、個人的には思っています。

それから第2問目は、ピザの宅配の、フランチャイズシステムの問題ということです。問題文の12ページの下半分に、(1)、(2)、(3)で契約の内容が書いてありまして、これが要するに具体的な、不公正な取引方法に該当するだろうということで、それぞれ議論をするということです。これはそんなに受験生にとっても、難しくないだろうと思われます。問題文に詳しく出ている事実関係を基に、具体的に論じることができるのではないかと思います。すみません、時間が超過しているようなので、少し中途半端ですが、取りあえずこれで終わりにさせていただきます、申し訳ありません。

○全体的討論—アンケートの主要意見

（司会）詳細な解説も含めて、ありがとうございました。それでは、また全体的な討論の方にいきたいと思いますが、その前に総合的な記述の回答を少しご紹介して、その討論の題材にさせていただければと思います。その選択科目のページの、次のところを開けていただきますと、法科大学院の授業を変える必要があるかどうかという問いに対する回答は、過半数が変える必要があると回答しています。149名と114名という形で、割れています。

このなかで主要な意見をご紹介しますと、今年は特に文章を書く機会を、もっと授業で取り入れてほしいという、意見が出ていました。これはおそらく昨年度の慶應大学で問題になりました答案練習会が、多くの大学で正規の授業の中から、意識的に排除される傾向が出たということです。

それから、受験を意識しているように見られる授業を、排除する傾向が少し強くなったということで、文章の書き換えが逆に少なくなってしまったと、そういう懸念が顕著に出ているのかなと思われます。

少しご紹介しますと、1ページ目の真ん中あたりですが、「短答式に関し、条文と判例を正確に結び付ける、授業が望まれる。また、受験指導で一律に好ましくないものとするのではなく、一定の指針を設け、堂々で行える状況が望ましい」、ということが出ています。

それから、隣のページの真ん中あたりです。「科」が誤字になっていますが、「法科大学院での授業が、従前の前期修習の役割も担っているとすれば、もっと起案させるべきである。試験委員らがヒアリング等で述べていることを、全国の法科大学院で教鞭を執る人たちが、共有の意識とされているのか、甚だ疑問である」、ということがあります。

次のページをめくっていただきまして、下から3分の1ぐらいのところですが、「法科大学院全体について、文章を書く機会と、文章能力を身に付ける機会が少ない。答案起案作成イコール予備校付き教育といった批判については、正面から反論をしてもらいたいんだ」、ということです。

1枚めくっていただきまして、上から3分の1ぐらいのところですが、「基礎は生徒の自主性に任せ、発展、応用は授業で行うというすみ分けは、十分に理解できる。しかし、司法試験で求められているのは、あらゆる分野での発展、応用である。そうであるならば、1時間半の講義で、1つの論点だけを扱うのでは足りず、もっと講義の濃度を高め、多くの発展、応用分野を扱い、それにより、より柔軟に試験に対応できるように、訓練できるような講義にしていくべきと思う」という、意見が出ています。

その一番下から、3パラグラフを上っていただきまして、「基本的な条文が使いこなせるようになるような、授業をするべきだと思います。ソクラテスメソッドは、やめるべきです。レポート提出で間違いが多かった分について、解説という流れがよいと思います」、とあります。

他方で、もう1枚めくっていただきまして、7ページ目の上から2段目ですが、「ソクラテスメソッドを徹底すべき」という、真逆の意見も出ています。

さらもう1枚めくっていただきまして、その他の総合的な意見というのを、書いていただいている欄、ページがありまして、たくさんありますので、全部は読めないうです。もう1枚めくっていただきまして、11分の4ページのところです。少し特

微的なものをお答えします。

「短答式の得点は仕切り以外に総合得点に加味すると、二重に評価をする現行のシステムでは、知識偏重に過ぎるため、社会人に広く門戸を開いたというより、司法浪人の救済制度に出している。旧司法制度を存続して、社会人として経験のない法学部卒を切り離してほしい。知識において現実を知らない、裁判官や弁護士による弊害を取り除くために、導入された制度なのだから、社会人の実務経験を評価するように、数年に1回、必ず知識や記憶力だけでは、回答ができない問題を出題して、現場の実務経験のある人間に配慮した問題構成をすべき。今の司法試験は、最低の手間を考えて、先に知識を問うと足切りをしているため。社会人に門戸を開いた意味がない。絶対に変えるべきである」という、意見が出ています。

それから、設備関係とか実施方法の関係で、5ページ目の一番下を見ていただきますと、これは私も複数の受験生から聞いたのですが、「試験官が答案用紙を1枚しか配らず、受験生の指摘により2枚目を配り始め、まだ配り終わっていないのに、試験を開始するという事件があった」ということです。知的財産法で有明の会場だったそうですが、そういうことがあったようです。6ページ目の真ん中ぐらいですが、「試験官がひそひそではあるが、よく話していて、近くにいるものにとっては、気が散って迷惑だった」ということです。

下から3つ目のパラグラフで、「さすが、改善の余地があると思います」。さすががたがたしていたり、あるいは机が曲がっていたという、指摘をしているものも多くありました。8ページ目を見ていただきますと、上から3分の1ぐらいのところ、
「論文式試験の解答用紙がつるつるしていて、インクをはじいてしまい、汚れが気になりとても書きにくかったです」という指摘がありまして、ほかにもいくつか、同じ意見の人が出ていたようです。

9ページ目にいきまして、全体的な感想として、上から2つ目のパラグラフで、「第1回、第2回試験に比して、簡単になったという印象である」というふうに、書いている人がいますが、ほかの個所では、むしろ難しくなったと書いている方もいました。10ページ目にいきまして、下から3分の1ぐらいのところ、
「どうも定規が使えない、取り扱いになっているようです。「定規が、なぜ禁止物にと当たるのか」。

汗をかくので、手を定規の上に載せて書こうとすると、それが禁止だと、指摘を受けたということです。

一番下の行で、「受験環境を整えるべきである」ということで、これはTOCの会場で、これは昨年も、一昨年も同じような意見が出ていたんです。やはりTOCの会場は、人気がないようです。

ざっと以上のようなところですが、全体的な試験実施方法であるとか、法科大学院における教育との整合性、その他全般的な、科目横断的な問題点について、最後に残った時間で、ご議論いただければと思います。まず、口火を切っていただける

先生がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。では、昨年度事務局長だった●大学の●先生、いかがでしょうか。

○今、必要とされる新司法試験とは一理想的な法科大学院を目指して

(●) 試験の実施方法は、毎年同じような不満が出ているので、積極的にこういった場を通じて、改善するものは改善するように、出していただければいいと思います。それから試験全般について、やはり例年なんです、問題自体はいい問題だという評価はわりと出るんです。では、それが司法試験として、どうなのかというのがあって、一般的にはやはり難しい問題です。

実務的には実務感覚にあふれていて、我々としては知的刺激が多い、面白い問題だという気はするのですが、それはロースクールの修了者能力を判定する、修了生全員に課する試験として、本当に適切なかどうかというのは、毎回検証していく必要があると思っています。特に、できないものを不合格にする試験なのか、あるいは優秀なものを選抜していく試験なのかというと、明らかに優秀な人を選抜していく部類の、試験問題になっているんだろうと思うんです。

こういった問題を、みんなでじっくり考えるような教育が本当にできていれば、理想的なのかもしれないですが、多くのロースクールで、そこまでできているのかどうかです。あるいは、ロースクールの教育を、そちらに合わせなければいけないということなのかもしれないです。実際には、こういった問題をじっくり解けるような教育をするとしたら、もっと臨床実務などもたくさんやれば、ここに表れている問題意識も共有ができて、より深い理解ができます。

あるいは、そういう教育ができていれば、それを試験であえて問わなければいけないだろうかということです。そういったことは、ロースクールでしっかり終えてきていて、試験に関してもっと基本的な知識を問うて、水準に達していない人を落とす、不合格にすると、そういった教育的なメッセージということも、あり得るのかと思います。ですから、何がよいのかというのは、なかなか一義的には決まらないと思うんですが、やはりこういった試験問題のあり方と、教育との相関関係は、不断に毎年問い直していくことが必要なと、今日は感じています。

(司会) ありがとうございます。どなたでも、どんな観点からでも結構ですので、ご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

(●) ●大学の●と申します。いまの●先生の意見に大賛成です。特に、ここでの意見が、司法試験委員会に伝えられるということでしたら、ぜひ強調していただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、現状の新司法試験というのは、教育プロセスの一環としてはまったく不適切だと評価せざるを得ないと思います。特に短答式は1点でも多く稼ぐために学生は対策をするわけですし、ご紹介があったアンケートの意見なんかを見ましても、明らかにそれが出ているわけです。●先生は今検証とおっしゃいましたが、この点は、はかなくもここで実証されているわけです。

先ほどの質問で、新60期の先生に伺ったところですが、学生がどのくらいの時間をかけて受験対策をやっているのかが問題だと思います。私どものところでは、ロースクールの教育はいいところ2年半、実際のところは2年やればよい方で、3年次はもう学生は受験対策に目が行っていて、我々がやりたいようないろいろな教育に応じてくれるのは、せいぜい4~5人という状況です。私どものレベルだからかもしれないかもしれませんが、どうも昨年の試験なんかを見ていると、有名どころでもそうではないかという気がしないでもありません。そういう意味で、新司法試験は、結果として、法科大学院の教育を阻害しているとすら言ってよいと、そのぐらい過激なことを言っていたらいいと思っています。

- (司会) ありがとうございます。また、その同じ観点でも、違う角度でも結構なのですが、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- (●) ●大学の●です。今の意見に、賛成です。短答式の問題で言えば、昔は憲・民・刑合計で60問から90問だけだったんです。今を見ますと、例えば民事系で言いますと、民法・商法・民訴が入っているわけで、73問です。やはりこれは法科大学院の3年間で勉強をする分量としては、ある意味で多過ぎるのではないかと、短答式は昔みたいに、民法30問でやってもいいじゃないかと思っています。

むしろ法科大学院3年間で、プロセスとして充実させるためには、ソクラテスメソッドで事実をきちんと認定して、それにふさわしい法理を見出していくことが大事です。ここで法理というのは、もちろん判例に基づく法理、あるいは条文に基づく法理もありますが、場合によっては、それを越えなければいけないときもあるわけですね。そういうのも見いだしていく力を、養えるように育てていくようにしていかなければいけないです。その面を論文の問題に反映させていくのが、適切なんじゃないかと思っています。

- (司会) ありがとうございます。では●先生、今お手を挙げていただいていたので、すみません。
- (●) ●大学の●です。司法試験委員会に対して、意見が伝えられるということなので、2点ほど言っておきたいことがあります。1点は、ずっと話が出てきていますが、新司法試験全体の短答式の比重が重いじゃないかということです。昨年の日弁連の新司法試験のシンポジウムの中で、早稲田大学の塚原先生の分析でもありましたが、既習者と未習者の合格率の差で、既習者の方が合格率は高いですけども、それはほとんど短答式の差なんです。短答式に通った人の中で、論文に通った合格率というのは、未習と既習はほとんど差がないということで、論文が優秀な未習者も、短答式試験でかなり切られているのではないかと思っています。

そもそも3年間の授業で、あの短答式が本当に7科目、全部解けるような問題なのかということ、個別に見るといい問題なのかもしれないが、全体的な負担を考えると、考え直さなければならぬ、何らかの形で短答式の比重あるいは負担を、軽く

するような配慮をしてほしいと思います。

司法試験は法科大学院との連携という面もありますが、司法修習との連携という面もあって、基礎的な知識を持っていない人が、修習に来てもらったら困るという視点も当然あるとは思いますが。それでも、もう少し負担を減らすような工夫が、可能ではないかと思えます。先ほど出た、例えば科目を減らすとか、問題数を減らすなり、試験の日の間隔を空けるなり、いろいろ対応の仕方はあると思うので、そこを考えてほしいというのが1点です。

もう1つは、科目間の面2点の問題です。ロースクールの教育を踏まえての新司法試験だとすれば、例えば今の基本科目としては、公法系・民事系・刑事系があるわけです。それぞれ法科大学院で必修科目として、割り当てているコマ数というのは、全然違います。民法は、刑法とか、行政法あるいは刑法・刑訴法とは、全然単位数が違うのに、論文式試験の配点が同じ点数というのはどうかと前から強く疑問に思っています。法科大学院の教育を踏まえた、新司法試験であるとしたら、科目の配点という点でも、見直す必要があるのではないかと考えています。

あと、もう1点だけ言えば、せっかくいい問題でも採点の方法で、知識偏重の答案に高い点数がつくということになると、せっかくのいい問題が台無しになると思うので、採点の方法も理念に沿ったものにし、これを客観的に検証できるようにしてほしいと思います。

(司会) ありがとうございます。では●先生、お願いいたします。

(●) まず、私も短答式試験についてなのですが、一つ一つを見て問題の質が悪くないとしても、1問を2分で解かなければいけないという、現実があります。生徒は、問題文は基本書とか判例集で解ける問題なのですが、1問を2分でやりきれなければいけないとなると、そういう技術的な訓練を受けなければいけません。

9年間、司法試験の予備校にいた私も、完全にロースクールで短答の知識を教えてあげられるが、2分で解く技術は教えてあげられませんので、多くの生徒が予備校に行っています。予備校の本を使い、予備校の講座に行っていて、莫大な金を使っているのは間違いないと思います。だから、本当に短答改革は、必須だとやはり思います。

ちなみに私は中において変なんですけど、ロースクール制度は反対です。しかも、そのロースクール制度をつくる時に、予備校教育を排除するなんていう、ちんけな理由がありました。そんなことじゃなくて、もっと司法改革というのは、大きな視点で考えようと思っていたので、予備校を潰すためにどうこうみたいなことは、非常に小さな理由だと思っていましたし、今、生徒が予備校を使ってしまうのはそんなに絶対悪とも思っていないです。とにかく短答対策で、1問を2分であれをやりきるというのは、私も挑戦しましたが、自分の教えている科目でも、問題を解ききれません。

私は、今まで3年生の新司法試験を今度受ける子たちの、民事総合演習を担当もやるけれども、純粹未修者を教えさせてくれと言って、純粹未習者の法学入門というのを今年やったんです。生徒たちに部屋を閉めて本音で話そうと、ここで話したことは一切外に漏れないから、と言いながらここで漏らしているんです。

みんなが、試験を通して「なんぼだ」と言っんです。試験が通らなかつたら資格が取れないんだから、これだけの金を払ってきた意味がないんです。

そうしたら、せつかくのロースクールの理念で、実務と研究を架橋して、素晴らしい法曹をつくろうじゃないかといっていたのに、いつの間にか生徒の精神が委縮してしまっています。私の現代人権論とかよりも、命をかけて話す授業よりも、どんな予備校本がいいですかという方を、一生懸命質問をしてくるという状況に、多かれ少なかれどのロースクールもなっているのではないかと、私は心配しています。それは、悲しいことだと思っています。

最後に、旧司法試験の最高受験人数が5万人だったのが、今年は適性試験の申込者が1万3,000人になったことに、私はショックを受けました。これは消費者に、ノーといわれてしまったということです。ロースクール制度はいいといっていたのに、毎年適性を受けてくれる子が少なくなって、74校のロースクールに入ってくれる子が少なくなっているわけですから、当然定員割れの50校ほどはしょうがないわけです。

だから、ものすごい危機意識を我々全員で共有しないと、本当に目指した法科大学院制度というのは、達成できないのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。どうぞ、はい。

(●) ●と申します。●大学で、刑事系を教えています。私も短答式の負担をもっと軽くする、かなり軽くすべきではないかということは、個人的にはまったく同感です。少し教えてほしいのですが、アンケートの結果で、今年の短答式の難易度については、公法系はやや難しいという人が結構多いが、適当という人もいます。刑事系は適当という人がかなり多くて、やや難しいという人はあまりいないです。平均点がそれぞれ、公法系でいうと9.いくつ、刑事系でいうと、これも8.いくつで、今年は上がっているんです。

ここで約19点か18点上げていて、全体の平均点も20点近く多くなっています。そのためかどうか分かりませんが、今年の足切りは210点じゃなくて230点という形になったんです。210点のままであれば、5,371人が足切りを逃れて、論文の採点をしてもらえるはずのところを、実際には4,654人がしてもらおうことになったんです。

平均点が約20点上がったことは、事実だと思うんですが、これをどう見るかです。受験生の感覚としては、公法系はやや難しいが上がっています。刑事系が10点上がっているというのは、易しいとどちらかという受け取っていて、どうかという問

題です。

もう1つは、昨年の不合格だった人は、少なくとも2,700人ぐらいいるはずなんです。かつ、今年の中の、増えた分もあります。その昨年の2,700人は短答式の勉強を、現役組に比べて、丸1年余分にやってくるわけです。だとすれば、全体の水準が上がったんだから、足切り点を上げる必要はない、210点でよかったということになるのかどうか、そのあたりをどう分析していいのかです。私は、現場のこの子が受かった、この子が受からないというところの実感も含めて、皆さんが分かっておられる何かの情報があったら、教えてほしいと思います。

(司会) まだ委員会でも、これを集計したばかりなものですから、あまりこちらでも分析をしきれていないです。もし、先生方の方で受験生の方、元教え子の方から何か聞いている情報があればいただければと思います。

(●) 別に情報があるわけではないですが、今回20点足切り点が上がったことについての感想です。

うちの大学は、短答の合格率は去年はよかったのですが、今回あまりよくなかったです。しかし、実はあと5点のところ、ほとんどの人が固まっていて、1点足りない229点とか、二百二十何点ということですが、あと5点下がってれば、ほとんど合格していたと聞いています。

その中には私から見て、たぶん間違いなく論文は通るだろうと思っていた人が、短答式で足をすくわれたことになっているので、去年はあまり感じなかったんですが、今年は未修者にとっての短答式の壁の高さを痛感しているところです。普段、ずっとどの科目も成績がいい、私から言わせればかなり出来のいい学生で、短答式があと数点足りないだけで、225点は超えていたのに、それで足を切られて、論文の採点をしてもらえないというのは、かわいそうだなと思いました。そのことで足切り点を上げたのは、本当に適切だったのかどうかというのは、疑問に思っています。

(●) 何度も済みません。今の●先生のご意見に賛成です。足切りというのは、客観的な問題ですので、事前に設定ができないはずがないのです。受験申込みの段階で、試験問題は既に出来ているはずですから、その際に、「この問題だったら今年は230点にする」などといった発表が出来るはずだと思います。それをしないというは、いわば後出しジャンケンで、言語道断だと私は思います。

関連して、前のご意見にもありましたが、私も、論文式について採点基準を明示するべきだと思います。これは、ロースクールでは当然のこととして、私自身、期末試験では、B4用紙裏表になるくらいの採点基準を作って採点し、答案返却に際して学生に渡しています。そんなことは教育としては当たり前のこととして、採点基準を明示できない試験なんていうものは、あり得ないと思います。

(司会) ありがとうございます。終了時間になってきましたので、お一方か二方はい、お願いします。

- (●) ●大学の●です。●大学では2週間前に、実務教育についてのシンポジウムをやったのですが、その中で特に裁判官の教員の方から、次のような指摘がありました。つまり司法修習が、1年に短縮されました。さらに、まず後期修習が2カ月ということで、選択修習という形になりました。前期修習が行われない。

しかも、最初の1期生はともかくとして、導入修習も行われないです。ということになってくると、研修所前期という目標を掲げるならば、法科大学院に対して前倒しで、その教育の必要が出てくるのではないのかというのが、1点です。

2点目は、中央教育審議会が、今度、コアカリキュラムを作るという方向で、考えているということがなされました。コアカリキュラムに関しては、現実に裁判官協会が、ほかの実務裁判官にそのことを話した場合に、本当か、そんなのではないということ。もちろんそういう意見に関しては、ロースクールは司法研修所の付属機関かという反論も実はされてきて、今度はどういう方向で、これを考えていくかという問題はあるのではないかと考えています。

そういう意味では、これからのコアカリキュラム作成です。それに従って、司法試験の問題も、どういうふう構成していくのが重要であります。コアカリキュラムの問題がくると、それが指摘されること自体が、少し択一式に関しては広過ぎるのではないかということが、ある意味では意識をされているのかということで、分析的にそういう現状があるということです。

- (司会) ありがとうございます。では、時間の関係で、もう一方ぐらいあれば、お聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- (●) 先ほどお話のあった点ですが、私の方で学生と話をして思い当たるところとしては、おそらく部分点の問題と、問題の作り方が公法系に関しては、昨年から今年に◇関して◇変わっています。いわゆる1、2、1、2、1というふうに、5つぐらいの選択肢がすべてあって、初めて正解になるというタイプの問題について、去年まで5つぐらいあったものが、今年は3つという形に少し問題が圧縮された上で、かつ3つ合えば3点、2つ合えば2点、1つ合えば1点という形に配点が変わっています。

ですから、解き終わった後の感覚としては、全部正解しないと、合ったというふうに思えないわけですが、実際には部分点が付くという形になっているあたりが、解き終わった後の感覚と、点数との差になっているのではないかと思いますし、平均点が上がっていることではないかと思います。

先ほどの話ともかかわりますが、実は去年もお願いしたんです。この部分点については、少なくとも合格発表の後になって公表するというのは、問題の中にも書かれていないのですが、調整をしているのではないかという誤解を、受験生に与えかねないので、やはり少なくとも試験終了直後に、正解と配点を公表するというぐらいのことは、試験委員会の方にはしていただきたいと、ご検討をお願いしたいと思

ます。

それから次に、先ほどから短答式の比重を落とすという、話が出ています。少し議論の流れとも絡みますが、私は果たして新司法試験とか法曹養成制度自体が、現状でうまくいっているのだろうかという点に関しては、最近、少し懐疑的な感覚を持っています。

いろいろなインフラの問題がありますから、社会的な諸条件を抜きにすれば、もっと法科大学院教育の方を、信頼していただくことが可能で、かつ卒業できないということだとしても、社会が受け入れてくれるのであればということです。

実はうちのロースクールは、私の実感で言うと、半分しか卒業させられないです。半分卒業させて、短答式試験だけを課してもらうということだとしても、おそらく合格するメンバーは、変わらないのではないかと思います。ですから、論文式試験で能力を問うていることというのは、実は法科大学院教育の中の成績で、十分に判定されているはずのことではないかと思うんですが、それを新司法試験でやろうとするから、どこかいびつな話になっているのではないかという気も、一方でするわけです。試験のスケジュールとも含めて、全体として果たしてこれでいいのかどうかということ、抜本的に検討してもいいのではないかという気が、1つはしています。

先ほどから、ユーザーから見切られて、人気がなくなっているのではないかというような、まったく同じ感覚を持っています。結局、3年間といますが、試験を1発で合格したとしても、合格発表が出るまでの間には、さらに半年かかるわけです。

3年半以上働くことができないところを、調整しなくてはならないリスクを負って、いろいろな人に挑戦をしてくれということですから、現状の制度を、もっとロースクールに行きたいと思えるようにです。微調整とか少し立て替えをする程度で、済むような話というのは、もっとやることで魅力のある制度にしていく、努力をやはりしなくてはいけなくて、そういう抜本的な問題を含めて検討していただきたいと思います。

今回、アンケートの回答数が少し減ってしまったのは、受験生が増えているだけに大変残念です。これはたぶんやっている側の問題というよりも、むしろ受験生の側が、東京弁護士会のアンケートに答えたところでどうなるものかという、弁護士や弁護士会に対する、あるいは人気とか、そういったものを、反映しているのかもしれないと思います。

東京弁護士会がやることではなく、日弁連がやることなのかと思います。例えば、法科大学院に入学をした段階で、メールアドレスを登録してもらって、彼らに情報を提供したり、あるいは意見があれば出してもらうという形で、直接ロースクール生とか受験生につながるような仕組みを作るのは、実はそれほど難しいことではないという気がします。そういう努力をするような形をして、やはりロースクール生

や合格者、あるいは修了生などの、こういった人たちの意見を、もう少し聞く努力をしていただきたいと思います。

例えば今回、法曹の人口問題に関しても、理事会についての意見とかがあったわけですが。そういったところで、果たしてロースクール生や受験生などの声を、どのくらい日弁連が聞いているのかというところは、今度の仕組み自体としては、大きな問題なのではないかと思っています。

○法科大学院が抱える問題を再度、意見交換を！

(司会) 大変貴重な、委員会の運営の仕方も含めて、ご意見をいただきましてありがとうございました。時間の関係で、議論は尽きないところではございますが、この辺で閉会の方向にいきたいと思います。今日の議論でも、おそらく議論をし尽くせないところがたくさんあったかと思います。こちらの委員会でも、毎年アンケートの集計結果の分析、この討論会というのは、これからも続けていきたいと思っています。

それ以外に、また法科大学院が抱えている問題点について、可能であれば今年度中に、もう一度先生方と意見交換をするような、機会をつくりたいと思っています。

そのときに委員会の中では、どういうテーマでやるかということが、まだ練れていないです。もし、その点で先生方からご提案があればいただくと、今後の委員会の運営に生かしていきたいと思っていますんですが、いかがでしょうか。

今日のお話で、例えば短答式の位置付けであるとか、あるいは未習者の方々の処遇というのは、従前から問題になっていますので、そういうテーマもあるかと思います。そういうことも含めて、ご提案があればと思っていますが、いかがでしょうか。

では、特別にご意見という感じではないようですが、今日の討論の中から問題点を抽出して、今後のテーマをこちらでも考えて、皆様にまたご案内ができればと思っています。

冒頭でもお話ししましたように、このアンケートの結果と、今日の討論の内容については、お名前を伏せた上で、司法試験委員会、最高裁司法研修所などの関係機関に、送付をすることを予定していますので、また◇当連◇にご参加をいただいた方には、内容等のチェックをお願いすることがあるかと思います。それでは、最後に閉会ということで、本委員会の委員長代行より、ごあいさつを申し上げます。

○総括—寺島委員長代行から(短答式の科目数、問題数の問題、採点基準の問題)

(寺島) 長時間ご議論いただきまして、大変ありがとうございました。貴重な意見をたくさんいただきまして、それを基に、また今後の意見交換会のテーマ作りをしたいと思っています。

私は今日お聞きしてしまして、やはり短答式の比重の問題があります。論文の

問題も、短答式の問題も、その問題自体の適切性というよりも、科目数とか問題数とか時期の問題ということに、問題点が移ってきています。具体的な問題が適切か否かというよりも、時期、科目、問題数等を、もう一度検討し直す時期が来ているのではないかということです。

それから具体的な問題自体が良問であっても、先ほど宮城先生がおっしゃったように、その採点基準がどうなっているのかということが、検討課題によるだろうと思っています。それらを含めまして、また皆さんのご意見を伺う機会を、ぜひ持ちたいと思いますので、そのときはまたご出席のほど、よろしく願います。本日はどうも長時間、ありがとうございました。

(司会) それではこれもちまして、本日の意見交換会を終了したいと思います。